



特定生活関連施設新築等届出書

令和4年 8月 24日

(宛先)

熊谷市長 小林 哲也 様

特定生活関連施設設置者

住 所 埼玉県熊谷市大原3丁目3番1号

氏 名 埼玉県立熊谷農業高等学校長

梅澤 仁

法人にあっては、主たる事務
所の所在地及び名称並びに代
表者の氏名

電話番号 048-521-0051

特定生活関連施設の新築等をしたいので、埼玉県福祉のまちづくり条例第16条
第1項の規定により次のとおり届け出ます。

特定生活関連施設の名称		埼玉県立熊谷農業高等学校 生産物販売所			
特定生活関連施設の所在地		埼玉県熊谷市大原4丁目1545-1の一部、1537-8の一部			
新築等の区分		新築・用途変更・新設・増築・改築・ 大規模の修繕・大規模の模様替え			
特定生活関連施設の区分		建築物・小規模建築物・公共交通機関の施設・ 公園・道路・路外駐車場 診療所にあっては、患者を 入院させるための施設の有無 有・無			
用途 及び 規模	建築物 構造 鉄骨造 階数 地上 1 階 地下 0 階	用途 (販売所) 用途 () 用途 () その他の用途 合 計	新築等の 部 分	その他の 部 分	計
			110.16㎡	㎡	110.16㎡
			㎡	㎡	㎡
			㎡	㎡	㎡
			㎡	㎡	㎡
	公共交通機関の施設 公園 道路 路外駐車場	施設面積 施設面積 延長 駐車のために供する 部分の面積	㎡	㎡	㎡
			㎡	㎡	㎡
			m	m	m
構造及び設備		別添のとおり			
新築等の実施時期		2023 年 8月 1 日 ~ 2023 年 10月 30日			

注意 「用途及び規模」欄は、該当するものについて記入すること。

委 任 状

【代理人】

【資 格】 (1 級) 建築士 (大臣) 登録第 32943 号

【氏 名】 早川 昇一

【建築士事務所名】 (1 級) 建築士事務所 (埼玉県) 知事登録第 (15) 20 号
株式会社 早川建築設計事務所

【郵便番号】 365-0038

【所 在 地】 埼玉県鴻巣市本町 2-6-38

【電話番号】 048-541-1652 FAX048-543-2383 携帯 090-8805-4735

上記の者を代理人と定め、下記の建築物について建築に関する法令の規定による申請手
続き一切の権限を委任します。

【地名地番】 埼玉県熊谷市大原 4 丁目 1545-1 の一部、1537-8 の一部

【主要用途】 高等学校(生産物販売所)

【工事種別】 ☒新築 ☐増築 ☐改築 ☐移転 ☐用途変更

【委任事項】 ☒計画通知申請手続 ☒通知済証受取

☒建築工事届提出 ☐中間検査申請手続

☐中間検査合格証受取 ☐完了検査申請手続

☐検査済証受取 ☐取止、取下届提出

☐独立行政法人住宅金融支援機構設計審査申請手続

☐独立行政法人住宅金融支援機構現場検査申請手続

☐現場検査立会

☒福祉のまちづくり条例申請手続・受取

令和 4 年 8 月 22 日

【委任者】

【氏 名】 埼玉県立熊谷農業高等学校長 梅澤 仁 印

【郵便番号】 360-0812

【住 所】 埼玉県熊谷市大原 3 丁目 3 番 1 号

【電話番号】 048-521-0051



整備項目表（建築物）集計表

建築物名称（用途）： 埼玉県立熊谷農業高等学校生産物販売所

建築物別（棟別）で一の届出とする場合に入力

	整備項目	判定
1	廊下等	適合
2	階段	対象外
3	傾斜路	対象外
4	便所	空白のセルがあります
5	客室	対象外
6	敷地内の通路	適合
7	駐車場等	適合
8-1 (1.3.6.13の【2】 移動等円滑化経路)	移動等円滑化経路	適合
8-2	エレベーター等	対象外
9	標識	不適合
10	案内設備	不適合
11	視覚障害者移動等円滑化経路	適合
12	育児用施設	対象外
13	出入口	非該当
14	浴室等	対象外
15	客席	対象外
16	カウンター等	不適合
17	休憩設備	対象外



1 廊下等

建築物名称（用途）： 埼玉県立熊谷農業高等学校生産物販売所

【凡例】 ●バリアフリー法同等基準 ★福まち条例独自基準
☆福まち条例独自基準（努力義務）

【1】廊下等

対象	利用者の用に供する廊下等（共同住宅又は寄宿舎にあつては、共用のもの）	対象
整備箇所等	整備基準	整備状況
①床面	●令第11条第1号に適合すること （＝表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。）	適
②戸の構造	★自動的に開閉する構造の戸を設ける場合には、利用者が戸に挟まれることのないよう、利用者を感じ、戸の開鎖を自動的に制止することができる装置を設けること。	非該当
	★全面が透明な戸を設ける場合には、戸に衝突を防止する措置を講じたものとする。	非該当
③点状ブロック等	★階段、段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。 ただし、次に掲げる部分については、この限りでない。 ・勾配が1/20を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの ・高さが16cmを超えず、かつ、勾配が1/12を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの ・駐車場	非該当
④突出物等	★突出物等通行の支障となるものを設けないこと。ただし、視覚障害者の通行の安全上支障が生じないよう必要な措置を講じた場合においては、この限りでない。	適

【2】移動等円滑化経路を構成する廊下等

表紙の集計表では8-1に反映されます

対象	利用者の用に供する廊下等（共同住宅又は寄宿舎にあつては、共用のもの）のうち、移動等円滑化経路を構成する廊下等	対象
整備箇所等	整備基準	整備状況
一般基準	上記【1】の基準に適合すること	適
①幅	●令第18条第2項第3号イに適合すること （＝幅は、120cm以上とすること。）	適
②車椅子の転回スペース	●令第18条第2項第3号ロに適合すること （＝50m以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。）	適
	★廊下等の末端の付近に車椅子が転回することができる場所を設けること。	適
③戸の構造	●令第18条第2項第3号ハに適合すること （＝戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。）	適



2 階段

建築物名称（用途）： 埼玉県立熊谷農業高等学校生産物販売所

【凡例】 ●バリアフリー法同等基準 ☆福まち条例独自基準
☆福まち条例独自基準（努力義務）

階段

対象	利用者の用に供する主たる階段（踊場含む。）（共同住宅又は寄宿舍にあっては、共用のもの）	対象外
----	---	-----

整備箇所等	整備基準	整備状況
①床面	●令第12条第2号に適合すること （＝表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。）	
②踏面の識別	●令第12条第3号に適合すること （＝踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。）	
③段の構造	●令第12条第4号に適合すること （＝段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。）	
④回り階段	☆令第12条第6号（ただし書きを除く。）に適合すること （＝主たる階段は、回り階段でないこと。）	
⑤手すり	●両側に手すりを設けること。	
⑥点状ブロック等	●段がある部分の上端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、令第12条第5号ただし書に規定する場合は、この限りでない。 ＜ただし書＞ 段がある部分の上端に近接する踊場の部分が次のいずれかに該当 ・駐車場 ・段がある部分と連続して手すりを設ける	



3 傾斜路

建築物名称(用途)：埼玉県立熊谷農業高等学校生産物販売所

【凡例】 ⑨バリアフリー法同等基準 ☆福祉のまちづくり条例独自基準
☆福祉のまちづくり条例独自基準(努力義務)

【1】傾斜路

対象	利用者の用に供する傾斜路(共同住宅又は寄宿舎にあっては、共用のもの)	対象外
整備箇所等	整備基準	整備状況
①手すり	●令第13条第1号に適合すること (=勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。)	
②路面	●令第13条第2号に適合すること (=表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。)	
③路面の識別	●令第13条第3号に適合すること (=その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。)	
④立ち上がり	★両側に、側壁又は立ち上がりを設けること。	
⑤点状ブロック等	●傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、令第13条第4号ただし書に規定する場合は、この限りでない。 <ただし書き> 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分が次のいずれかに該当 ・勾配が1/20を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの ・高さが16cmを超えず、かつ、勾配が1/12を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの ・駐車場 ・傾斜がある部分と連続して手すりを設けるもの	

【2】移動等円滑化経路を構成する傾斜路

表紙の集計表では8-1に反映されます

対象	利用者の用に供する傾斜路(共同住宅又は寄宿舎にあっては、共用のもの)のうち、移動等円滑化経路を構成する傾斜路	対象外
整備箇所等	整備基準	整備状況
一般基準	上記【1】の基準に適合すること	
①幅	●令第18条第2項第4号イに適合すること (=幅は、階段に代わるものにあつては120cm以上、階段に併設するものにあつては90cm以上とすること。)	
②勾配	●令第18条第2項第4号ロに適合すること (=勾配は、1/12を超えないこと。ただし、高さが16cm以下のものにあつては、1/8を超えないこと。)	
③踊場	●令第18条第2項第4号ハに適合すること (=高さが75cmを超えるものにあつては、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設けること。)	



4 便所

建築物名称（用途）：熊谷農業高校 生産物販売所

【凡例】◎バリアフリー法同等基準 ☆福まち条例独自基準
☆福まち条例独自基準（努力義務）

【1】車椅子対応トイレ

対象	床面積の合計が500㎡以上の建築物又は専ら高齢者、障害者が利用する建築物で、利用者の用に供する便所（共同住宅及び寄宿舎を除く） ※床面積の合計が2,000㎡以上の建築物で2以上設けた場合、床面積の合計が500㎡未満の建築物で1以上設けた場合、共同住宅又は寄宿舎で車椅子対応トイレに代わり設けた場合は、この項目をチェックすること。	対象外
----	---	-----

整備箇所等	整備基準	整備状況
①設置数	★男子用及び女子用の区分がなく利用でき、かつ、次に定める基準に適合する高齢者、障害者等の利用に配慮した便所を1以上設けること。	適
②空間の確保等	★内部は、車椅子使用者その他の高齢者、障害者等が円滑に利用することができるよう、十分な空間を確保し、かつ、腰掛便座、手すり、洗面器等を適切に配置した構造とすること。	適
③出入口幅	★出入口の幅は、80cm以上とすること。	適
④戸の構造	★出入口に戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 ★自動的に開閉する構造の戸を設ける場合は、利用者が戸に挟まれることのないよう、利用者を感知し、戸の開鎖を自動的に制止することができる装置を設けること。	適 不該当
⑤段	★出入口には、通行の際に支障となる段を設けないこと。	適
⑥床面	★床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。	適
⑦洗面器	★次に定める基準に適合する洗面器が設けられていること。 （i）車椅子使用者の利用に配慮した高さとし、かつ、下部に車椅子使用者が利用しやすい空間が設けられていること。 （ii）もたれかかったときに耐えうる強固なものとする。こと。 （iii）水栓器具は、高齢者、障害者等が容易に操作することができるものとする。こと。	適



【2】準車椅子対応トイレ

対象	床面積の合計が2,000㎡以上の【1】の対象建築物で、【1】に加えて設ける利用者の用に供する便所（共同住宅及び寄宿舍の住戸を除く）（【1】を2以上設けた場合を除く）  車椅子対応トイレを2以上設けた場合は【1】の項目をチェックすること	対象
	床面積の合計が500㎡未満の建築物で、利用者の用に供する便所（共同住宅及び寄宿舍の住戸を除く）（【1】を1以上設けた場合を除く）  車椅子対応トイレを1以上設けた場合は【1】の項目をチェックすること	
	共同住宅又は寄宿舍で、利用者の用に供する便所（住戸を除く）（【1】を1以上設けた場合を除く）  車椅子対応トイレを1以上設けた場合は【1】の項目をチェックすること	

整備箇所等	整備基準	整備状況
①設置数	★次に定める基準に適合する便所を1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）設けること。	適
②空間の確保等	★車椅子使用者の利用可能な空間が確保され、かつ、腰掛便座、手すり等が適切に配置されている便房が設けられていること。	適
③出入口幅	★上記の便房及びその便房のある便所の出入口の幅は、80cm以上とすること。	適
④戸の構造	★上記の便房及びその便房のある便所の出入口に戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造その他車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	適
⑤段	★上記の便房及びその便房のある便所の出入口には、通行の際に支障となる段を設けないこと。	適
⑥洗面所	★次に定める基準に適合する洗面器が設けられていること。 （i）車椅子使用者の利用に配慮した高さとし、かつ、下部に車椅子使用者が利用しやすい空間が設けられていること。 （ii）もたれかかったときに耐えうる強固なものとする。こと。 （iii）水栓器具は、高齢者、障害者等が容易に操作することができるものとする。こと。	適



【3】オストメイト対応トイレ

対象	☆下記以外の建築物で、利用者の用に供する便所（共同住宅及び寄宿舍内の住戸を除く）	対象
	☆卸売市場、事務所、映画スタジオ又はテレビスタジオ、共同住宅又は寄宿舍（2,000㎡未満）、工場、火葬場又は公衆便所（50㎡未満）で、利用者の用に供する便所（共同住宅及び寄宿舍の住戸を除く）（努力規定）	対象外
整備箇所等	整備基準	整備状況
①設置数	☆☆便房にオストメイトの利用に配慮した設備を設けた便所を1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）設けること。	適

【4】男子用小便器

対象	利用者の用に供する便所（男子小便器を設ける場合）（共同住宅及び寄宿舍の住戸を除く）	対象外
整備箇所等	整備基準	整備状況
①設置数	★1以上に両側に手すり適切に配置された床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35cm以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を設けること。	

【5】乳幼児対応トイレ

対象	卸売市場、事務所、共同住宅・寄宿舍、下宿、遊技場、キャバレー・料理店・ナイトクラブ・ダンスホール等、工場、自動車庫以外の用途の建築物に設ける利用者の用に供する便所 ☆500㎡以上の建築物	対象外
	卸売市場、事務所、共同住宅・寄宿舍、下宿、遊技場、キャバレー・料理店・ナイトクラブ・ダンスホール等、工場、自動車庫以外の用途の建築物に設ける利用者の用に供する便所 ☆500㎡未満の建築物（努力規定）	対象
整備箇所等	整備基準	整備状況
①設置数	㊦埼玉県バリアフリー条例第6条各号に定める基準に適合する便所を1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）設けること。	適
②ベビーベッドの設置	㊦条例第6条第1号に適合すること。 （＝便所内に、乳幼児用ベッドその他の乳幼児のおむつの交換ができる設備を1以上設けること。ただし、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所以外の場所であって乳幼児を連れた者が利用しやすい場所に当該設備が設けられている場合は、この限りでない。）	否（努力）
③ベビーチェア設置及び便房の表示	㊦条例第6条第2号に適合すること。 （＝便所内に、乳幼児を安全に座らせることができる設備を設けた便房を1以上設け、当該便房の出入口にその旨を表示すること。）	否（努力）
④乳幼児対応の表示	㊦条例第6条第3号に適合すること。 （＝当該便所の出入口に、②③（②ただし書に該当する場合にあっては、③）の設備を設けている旨を表示すること。）	否（努力）



5 客室

建築物名称（用途）：埼玉県立熊谷農業高等学校生産物販売所

【凡例】 ●バリアフリー法同等基準 ★福祉まち条例独自基準
☆福祉まち条例独自基準（努力義務）

車椅子使用者用客室

対象	ホテル、旅館又は下宿の客室	対象外
----	---------------	-----

【1】車椅子使用者用客室

整備箇所等	整備基準	整備状況
①設置数	●客室の総数が50以上の場合は、車椅子使用者用客室を客室の総数に1/100を乗じて得た数以上設けること。（端数切上）	
②車椅子使用者用客室の便所	●幅は、80cm以上とすること。	
	●令第15条第2項第1号口（2）の基準に適合すること。 （＝戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。）	
	★自動的に開閉する構造の戸を設ける場合には、利用者が戸に挟まれることのないよう、利用者を感知し、戸の開鎖を自動的に制止することができる装置を設けること。	
	★出入口には、通行の際に支障となる段を設けないこと。	
③車椅子使用者用客室の浴室	●令第15条第2項第2号口（第1号口（1））の基準に適合すること。 （＝幅は、80cm以上とすること。）	
	●令第15条第2項第2号口（第1号口（2））の基準に適合すること。 （＝戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。）	
	★自動的に開閉する構造の戸を設ける場合には、利用者が戸に挟まれることのないよう、利用者を感知し、戸の開鎖を自動的に制止することができる装置を設けること。	
	★出入口には、通行の際に支障となる段を設けないこと。	
	★高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。	
	★車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な空間を確保し、通行の際に支障となる段を設けないこと。	
	★水栓器具は、高齢者、障害者等が容易に操作することができるものとすること。	
④床面積	★室内は、車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な床面積を確保すること。	



【2】車椅子使用者用客室（努力義務）

整備箇所等		整備基準	整備状況
①設置数		☆【1】に定める数の車椅子使用者用客室のほか、客室の総数が51以上150以下の場合は1以上、客室の総数が151以上の場合は2以上の車椅子使用者用客室を設けるよう努めること。（端数切上）	
		☆客室の総数が50未満の場合は、1以上の車椅子使用者用客室を設けるよう努めること。（端数切上）	
②車椅子使用者用客室の便所	出入口	☆幅は、80cm以上とすること。	
		☆令第15条第2項第1号口（2）の基準に適合すること。 （＝戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。）	
		☆自動的に開閉する構造の戸を設ける場合には、利用者が戸に挟まれることのないよう、利用者を感知し、戸の開鎖を自動的に制止することができる装置を設けること。	
		☆出入口には、通行の際に支障となる段を設けないこと。	
③車椅子使用者用客室の浴室	出入口	☆令第15条第2項第2号口（第1号口（1））の基準に適合すること。 （＝幅は、80cm以上とすること。）	
		☆令第15条第2項第2号口（第1号口（2））の基準に適合すること。 （＝戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。）	
		☆自動的に開閉する構造の戸を設ける場合には、利用者が戸に挟まれることのないよう、利用者を感知し、戸の開鎖を自動的に制止することができる装置を設けること。	
		☆出入口には、通行の際に支障となる段を設けないこと。	
	内部	☆高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。	
		☆車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な空間を確保し、通行の際に支障となる段を設けないこと。	
		☆水栓器具は、高齢者、障害者等が容易に操作することができるものとする。	
		④床面積	☆室内は、車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な床面積を確保すること。



6 敷地内の通路

建築物名称(用途)：埼玉県立熊谷農業高等学校生産物販売所

【凡例】●バリアフリー法同等基準 ☆福祉まち条例独自基準
☆福祉まち条例独自基準(努力義務)

【1】敷地内の通路

対象	利用者の用に供する敷地内通路	対象
整備箇所等	整備基準	整備状況
①床面	●令第16条第1号に適合すること (=表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。)	適
②段	●令第16条第2号ロ・ハに適合すること (=段がある部分は、次に掲げるものであること。 ロ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。こと。 ハ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。)	適
	★段を設ける場合には、両側に手すりを設け、回り段としないこと。	非該当
③傾斜路 (手すり・立ち上がり)	●令第16条第3号に適合すること (=傾斜路は、次に掲げるものであること。 イ 勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超え、かつ、勾配が1/20を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。 ロ その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。こと。)	非該当
	★傾斜路を設ける場合には、両側に、側壁又は立ち上がりを設けること。	非該当
④突出物等	★突出物等通行の支障となるものを設けないこと。ただし、視覚障害者の通行の安全上支障が生じないよう必要な措置を講じた場合においては、この限りでない。	適
⑤排水溝の溝蓋	★排水溝に溝蓋を設ける場合には、杖、車椅子等の使用者の通行に支障のない構造とすること。	適

【2】移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路

表紙の集計表では8-1に反映されます

対象	利用者の用に供する敷地内通路のうち、移動等円滑化経路を構成する敷地内通路(駐車場の通路を含む)	対象
整備箇所等	整備基準	整備状況
一般基準	上記【1】(②を除く。)の基準に適合すること	適
①幅	●令第18条第2項第7号イに適合すること (=幅は、120cm以上とすること。)	適
②車椅子の 転回場所	●令第18条第2項第7号ロに適合すること (=50m以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。)	適
③戸の構造	●令第18条第2項第7号ハに適合すること (=戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。)	適
	★自動的に開閉する構造の戸を設ける場合には、利用者が戸に挟まれることのないよう、利用者を感知し、戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けること。	非該当
	★全面が透明な戸を設ける場合には、戸に衝突を防止する措置を講じたものとする。こと。	非該当
④傾斜路 (幅・勾配)	●令第18条第2項第7号ニに適合すること (=傾斜路は次に掲げるものであること。 (1) 幅は、段に代わるものにあつては120cm以上、段に併設するものにあつては90cm以上とすること。 (2) 勾配は、1/12を超えないこと。ただし、高さが16cm以下のものにあつては、1/8を超えないこと。 (3) 高さが75cmを超えるもの(勾配が1/20を超えるものに限る。)にあつては、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設けること。)	非該当



7 駐車場等

建築物名称（用途）：埼玉県立熊谷農業高等学校生産物販売所

【凡例】㊦バリアフリー法同等基準 ☆福まち条例独自基準
☆福まち条例独自基準（努力義務）

【1】車椅子使用者用駐車施設

対象	利用者の用に供する駐車場（共同住宅又は寄宿舎に設けられるものを除く。）	対象
整備箇所等	整備基準	整備状況
①設置数	☆自動車の全駐車台数が200以下の場合には、当該全駐車台数に1/50を乗じて得た数以上の車椅子使用者用駐車施設を設けること。（端数切上）	適
	☆自動車の全駐車台数が201以上の場合には、当該全駐車台数に1/100を乗じて得た数（端数切上）に2を加えた数以上の車椅子使用者用駐車施設を設けること。	非該当
②幅	㊦令第17条第2項第1号に適合すること （＝幅は、350cm以上とすること。）	適
③路面	☆車両への乗降の用に供する部分の表面は、できるだけ水平とすること。	適



【2】高齢者、障害者等優先停車施設

対象		利用者の用に供する車寄せ（共同住宅又は寄宿舎に設けられるものを除く。）（努力義務）	対象外
整備箇所等		整備基準	整備状況
①設置数		☆②③に定める基準に適合する高齢者、障害者等優先停車施設を設けるよう努めること。	適
②乗降スペース （寸法・仕上げ）		☆車両への乗降の用に供する部分は、車椅子使用者等が円滑に乗降できるよう、幅及び奥行きをそれぞれ1.5m以上とし、その表面は、できるだけ水平とすること。	適
③移動等円滑化経路を構成する出入口から高齢者、障害者等優先停車施設までの通路	段の禁止	☆令第18条第2項第1号に適合すること （＝通路上に階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。）	適
	床面	☆令第16条第1号に適合すること （＝表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。）	適
	幅	☆令第18条第2項第7号イに適合すること （＝幅は、120cm以上とすること。）	適
	車椅子の 転回場所	☆令第18条第2項第7号ロに適合すること （＝50m以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。）	非該当
	戸の構造	☆令第18条第2項第7号ハに適合すること （＝戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。）	適
		☆自動的に開閉する構造の戸を設ける場合には、利用者を感じし、戸の開鎖を自動的に制止することができる装置を設けること。	非該当
		☆全面が透明な戸を設ける場合には、戸に衝突を防止する措置を講じたものとする。	非該当
	傾斜路 （手すり・ 識別・ 幅・ 勾配・ 立ち上がり）	☆令第16条第3号に適合すること （＝傾斜路は、次に掲げるものであること。 イ 勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超え、かつ、勾配が1/20を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。 ロ その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。）	非該当
		☆令第18条第2項第7号ニに適合すること （＝傾斜路は次に掲げるものであること。 （1）幅は、段に代わるものにあつては120cm以上、段に併設するものにあつては90cm以上とすること。 （2）勾配は、1/12を超えないこと。ただし、高さが16cm以下のものにあつては、1/8を超えないこと。 （3）高さが75cmを超えるもの（勾配が1/20を超えるものに限る。）にあつては、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設けること。）	非該当
		☆傾斜路を設ける場合には、両側に、側壁又は立ち上がりを設けること。	非該当
	突出物等	☆突出物等通行の支障となるものを設けないこと。ただし、視覚障害者の通行の安全上支障が生じないよう必要な措置を講じた場合においては、この限りでない。	適 （ただし書）
	排水溝の溝蓋	☆排水溝に溝蓋を設ける場合には、杖、車椅子等の使用者の通行に支障のない構造とすること。	適



8-1 移動等円滑化経路

建築物名称（用途）：埼玉県立熊谷農業高等学校生産物販売所

【凡例】◎バリアフリー法同等基準 ★福祉まち条例独自基準
☆福祉まち条例独自基準（努力義務）

【1】移動等円滑化経路（床面積の合計が500㎡（共同住宅等は1,000㎡）以上、又は利用居室なし）

対象	床面積の合計が500㎡（共同住宅又は寄宿舍にあっては、1,000㎡）以上、又は利用居室が設けられていない建築物の経路	対象外
整備箇所等	整備基準	整備状況
①経路（利用居室からA～Cまで）	A道等 【建築物に、利用居室を設ける場合】 ★道等※から当該利用居室（共同住宅又は寄宿舍にあっては各住戸、ホテル、旅館又は下宿にあっては各客室）までの経路	
	B便所 【建築物又はその敷地に車椅子対応トイレ又は準車椅子対応トイレ（それぞれ客室に設けられたものを除く。）を設ける場合】 ★利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等※。）から当該車椅子対応トイレ又は準車椅子対応トイレまでの経路	
	C駐車施設 【建築物又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合】 ★当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等※。）までの経路	
②経路の長さ	★移動等円滑化経路は、できるだけ短くすること。	
③階段又は段	◎令第18条第2項第1号に適合すること。 （＝移動等円滑化経路上に階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。）	

※地形の特殊性により適用される移動等円滑化経路の特例に該当する場合は、「当該建築物の車寄せ」と読み替える



【2】移動等円滑化経路（床面積の合計が500㎡（共同住宅等は1,000㎡）未満で、地上階に利用居室あり

対象	床面積の合計が500㎡（共同住宅又は寄宿舎にあっては、1,000㎡）未満の建築物で地上階に利用居室を有する建築物の経路	対象外
整備箇所等	整備基準	整備状況
①経路（地上階にある利用居室からA、Cまで）	A道等 ☆道等※から地上階にある利用居室までの経路	適
	B便所 ☆地上階にある利用居室から1以上の車椅子対応トイレ又は準車椅子対応トイレ（それぞれ建築物又はその敷地内に当該施設を設ける場合で、地上階に設けられるものに限り、客室に設けられるものを除く。）までの経路	適
	C駐車施設 ☆車椅子使用者用駐車施設（建築物又はその敷地内に当該施設を設ける場合に限る。）から地上階にある利用居室までの経路	適
②経路（地上階以外の階にある利用居室からA、Cまで）	A道等 ☆道等※から地上階以外の階にある利用居室までの経路	該当
	B便所 ☆地上階以外の階にある利用居室から1以上の車椅子対応トイレ又は準車椅子対応トイレ（それぞれ建築物又はその敷地内に当該施設を設ける場合で、地上階に設けられるものに限り、客室に設けられるものを除く。）までの経路	該当
	C駐車施設 ☆車椅子使用者用駐車施設（建築物又はその敷地内に当該施設を設ける場合に限る。）から地上階以外の階にある利用居室までの経路	該当
③経路の長さ	☆移動等円滑化経路は、できるだけ短くすること。	適
④階段又は段	●令第18条第2項第1号に適合すること。 （＝移動等円滑化経路上に階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。）	適

※地形の特殊性により適用される移動等円滑化経路の特例に該当する場合は、「当該建築物の車寄せ」と読み替える



【3】移動等円滑化経路（床面積の合計が500㎡（共同住宅等は、1,000㎡）未満で、地上階以外の階のみに利用居室あり）

対象		床面積の合計が500㎡（共同住宅又は寄宿舍にあっては、1,000㎡）未満の建築物で地上階以外の階のみに利用居室を有する建築物の経路	対象外
整備箇所等		整備基準	整備状況
①経路 （地上階にある出入口からA～Cまで）	A道等	☆道等※から地上階にある出入口までの経路	
	B便所	☆地上階にある出入口から1以上の車椅子対応トイレ又は準車椅子対応トイレ（建築物又はその敷地内に当該施設を設ける場合で、地上階に設けられるものに限り、客室に設けられるものを除く。）までの経路	
	C駐車施設	☆車椅子使用者用駐車施設（建築物又はその敷地内に当該施設を設ける場合に限る。）から地上階にある出入口までの経路	
②経路 （地上階以外の階にある利用居室からA～Cまで）	A道等	☆道等※から地上階以外の階にある利用居室までの経路	
	B便所	☆地上階以外の階にある利用居室から1以上の車椅子対応トイレ又は準車椅子対応トイレ（建築物又はその敷地内に当該施設を設ける場合で、地上階に設けられるものに限り、客室に設けられるものを除く。）までの経路	
	C駐車施設	☆車椅子使用者用駐車施設（建築物又はその敷地内に当該施設を設ける場合に限る。）から地上階以外の階にある利用居室までの経路	
③経路の長さ		☆移動等円滑化経路は、できるだけ短くすること。	
④階段又は段		㊟令第18条第2項第1号に適合すること。 （＝移動等円滑化経路上に階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。）	

※地形の特殊性により適用される移動等円滑化経路の特例に該当する場合は、「当該建築物の車寄せ」と読み替える



8-2 エレベーター等

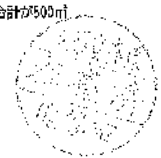
建築物名称（用途）： 埼玉県立熊谷農業高等学校生産物販売所

【凡例】 ●バリアフリー法同等基準 ☆福まち条例独自基準
☆福まち条例独自基準（努力義務）

【1】エレベーター（共同住宅又は寄宿舎を除く） 共同住宅又は寄宿舎の場合は【2】が対象となります

対象	移動等円滑化経路を構成するエレベーター（共同住宅又は寄宿舎を除く）及びその乗降ロビー	対象外	
整備箇所等		整備基準	整備状況
①停止階		★籠は、利用居室、車椅子対応トイレ若しくは準車椅子対応トイレ又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。	
②出入口の幅		③令第18条第2項第5号ロに適合すること。 （＝籠及び昇降路の出入口の幅は、80cm以上とすること。）	
③乗降ロビー		③令第18条第2項第5号ニに適合すること。 （＝乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150cm以上とすること。）	
④籠の大きさ	2,000㎡以上	③令第18条第2項第5号ハに適合すること。 （＝籠の奥行きは、135cm以上とすること。） ③令第18条第2項第5号チ(1)に適合すること。 （＝籠の幅は、140cm以上とすること。） ③令第18条第2項第5号チ(2)に適合すること。 （＝籠は、車椅子の転回に支障がない構造とすること。）	
	2,000㎡未満で、事務所等※の用途	★籠の幅は90cm以上とすること。 ★籠の奥行きは120cm以上とすること。	
	2,000㎡未満で、事務所等※の用途以外	★籠の幅は90cm以上とすること。 ★籠の奥行きは135cm以上とすること。	
	⑤手すり	★籠内には、手すりを設けること。	
⑥鏡		★籠内には、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口の戸の開閉状態を確認することができる鏡を設けること。	
⑦表示案内		③令第18条第2項第5号ヘに適合すること。 （＝籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。）	
		③令第18条第2項第5号トに適合すること。 （＝乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。）	
⑧車椅子使用者対応操作盤		③令第18条第2項第5号ホに適合すること。 （＝籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。）	
⑨視覚障害者対応操作盤		③籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置（令第18条第2項第5号ホに定める制御装置を除く。）は、視覚障害者が円滑に操作できる構造とすること。	
		★ただし、床面積の合計が500㎡未満の建築物に設けられるエレベーター（主として視覚障害者が利用するものを除く。）である場合、又は主として自動車の駐車のために供する施設に設けられるエレベーターである場合においては、この限りでない（⑨視覚障害者対応操作盤の規定は適用しない）。	
⑩音声案内(籠の出入口)		★籠の出入口が複数あるエレベーターを設ける場合においては、開閉する籠の出入口を音声により知らせる装置を設けること。	
⑪音声案内(昇降方向)		③籠内又は乗降ロビーには、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。	
		★ただし、床面積の合計が500㎡未満の建築物に設けられるエレベーター（主として視覚障害者が利用するものを除く。）である場合、又は主として自動車の駐車のために供する施設に設けられるエレベーターである場合においては、この限りでない（⑪音声案内（昇降方向）の規定は適用しない）。	
⑫音声案内 (到着する階・出入口の戸の開鎖)		③籠内には、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の開鎖を音声により知らせる装置を設けること。	
		★ただし、床面積の合計が500㎡未満の建築物に設けられるエレベーター（主として視覚障害者が利用するものを除く。）である場合、又は主として自動車の駐車のために供する施設に設けられるエレベーターである場合においては、この限りでない（⑫音声案内（到着する階・出入口の戸の開鎖）の規定は適用しない）。	
⑬自動感知制止装置		★籠の出入口には、利用者を感じ、籠及び昇降路の出入口の戸の開鎖を自動的に制止することができる装置を設けること。	
⑭災害時等		★地震、火災、停電等の際に管制運転を行うエレベーターを設ける場合は、管制運転を行っている旨を音声及び文字で知らせる装置を設けるよう努めること。	

※ 事務所等
・卸売市場（床面積の合計が500㎡以上のものに限る。）・当務所（床面積の合計が500㎡以上のものに限る。）・映画スタジオ又はテレビスタジオ（これらのうち、床面積の合計が500㎡以上のものに限る。）・工場（床面積の合計が500㎡以上のものに限る。）・火葬場（床面積の合計が500㎡以上のものに限る。）



【2】共同住宅又は寄宿舎のエレベーター

対象	共同住宅又は寄宿舎の移動等円滑化経路を構成するエレベーター及び乗降口	対象外
整備箇所等	整備基準	整備状況
①停止階	★籠は、各住戸、居住者のための共用部分である居室、車椅子対応トイレ又は準車椅子対応トイレ及び車椅子使用者用駐車施設がある階並びに地上階に停止すること。	
②出入口の幅	㊦令第18条第2項第5号ロに適合すること。 (＝籠及び昇降路の出入口の幅は、80cm以上とすること。)	
③乗降口ビー	㊦令第18条第2項第5号ニに適合すること。 (＝乗降口ビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150cm以上とすること。)	
④籠の大きさ	2,000㎡以上で、地上階又はその直上階若しくは直下階のみに共用施設等※がある	★籠の幅は105cm以上とすること。 ★籠の奥行きは152cm以上とすること。
	2,000㎡以上で、地上階又はその直上階若しくは直下階以外の階に共用施設等※がある	★籠の幅は140cm以上とすること。 ★籠の奥行きは135cm以上とすること。 ★籠の平面形状は、車椅子の転回に支障がないものとする。
	2,000㎡未満	★籠の幅は90cm以上とすること。 ★籠の奥行きは120cm以上とすること。
⑤手すり	★籠内には、手すりを設けること。	
⑥鏡	★籠内には、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口の戸の開閉状態を確認することができる鏡を設けること。	
⑦表示案内	㊦令第18条第2項第5号ハに適合すること。 (＝籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。)	
	㊦令第18条第2項第5号トに適合すること。 (＝乗降口ビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。)	
⑧車椅子使用者対応操作盤	㊦令第18条第2項第5号ホに適合すること。 (＝籠内及び乗降口ビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。)	
⑨音声案内 (籠の出入口)	★籠の出入口が複数あるエレベーターを設ける場合においては、開閉する籠の出入口を音声により知らせる装置を設けること。	
⑩自動感知制止装置	★籠の出入口には、利用者を感じし、籠及び昇降路の出入口の戸の開閉を自動的に制止することができる装置を設けること。	
⑪災害時等	★地震、火災、停電等の際に管制運転を行うエレベーターを設ける場合においては、管制運転を行っている旨を音声及び文字で知らせる装置を設けるよう努めること。	

※ 共用施設等
・居住者のための共用部分である居室 ・車椅子対応トイレ又は準車椅子対応トイレ ・車椅子使用者用駐車施設

【3】特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機

対象	移動等円滑化経路を構成する特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機	対象外
整備箇所等	整備基準	整備状況
①特殊な構造又は使用形態のエレベーター	㊦令第18条第2項第6号に適合していること (＝次に掲げる構造を有し、車椅子に座ったまま使用するエレベーターで、籠の定格速度が15m/分以下で、かつ、その床面積が2.25㎡以下のものであって、昇降行程が4m以下のもの又は階段及び傾斜路に沿って昇降するもの) ・平成12年建設省告示第1413号第1第九号に規定する段差解消機 ・籠の幅は70cm以上、かつ、奥行きは120cm以上 ・乗降方向に応じた籠寸法の確保	
②特殊な構造又は使用形態のエスカレーター	㊦令第18条第2項第6号に適合していること (＝平成12年建設省告示第1417号第1ただし書きに規定する車椅子使用者用エスカレーターのうち、車椅子に座ったまま車椅子使用者を昇降させる場合に2枚以上の踏段を同一の面に保ちながら昇降を行うエスカレーターで、当該運転時において、踏段の定格速度を30m/分以下とし、かつ、2枚以上の踏段を同一の面とした部分の先端に車止めを設けたもの)	



9 標識

建築物名称（用途）：熊谷農業高校 生産物販売所

【凡例】⑨バリアフリー法同等基準 ☆福まち条例独自基準
☆福まち条例独自基準（努力義務）

標識

対象	高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した便所・便房（車椅子対応トイレ、車椅子対応トイレ）、駐車施設、停車施設、又はエレベーターその他の昇降機を設ける建築物	対象
整備箇所等	整備基準	整備状況
①標識の設置	☆高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した便所若しくは便房の出入口若しくはその付近、車椅子使用者用駐車施設、高齢者、障害者等優先駐車施設又は高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮したエレベーターその他の昇降機の付近には、それぞれ、当該便所、便房、車椅子使用者用駐車施設、高齢者、障害者等優先駐車施設、エレベーターその他の昇降機があることを表示する標識を設けること。	適
②位置、高さ、照明	☆位置、高さ、照明等は、高齢者、障害者等に配慮したものとする。	適
③文字	☆文字の大きさ、書体、配色等は、高齢者、障害者等が見やすく分かりやすいものとし、必要に応じ、子ども等が理解しやすいよう平仮名、片仮名、図、記号等による表示を行うこと。	適
④視覚障害者対応	☆必要に応じ、点字、音声その他の方法により視覚障害者を案内する設備を設けること。	否



10 案内設備

建築物名称（用途）：熊谷農業高校 生産物販売所

【凡例】◎バリアフリー法同等基準 ☆福祉条例独自基準
☆福祉条例独自基準（努力義務）

案内設備

対象	高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した便所、駐車施設、停車施設、エレベーターその他の昇降機を設ける建築物	対象
整備箇所等	整備基準	整備状況
①案内所	◎案内所を設ける場合は、②主要な案内板と③視覚障害者対応案内設備の規定は適用しない。 ✍ 案内所を設けた場合は「適」を入力すること	適
②主要な案内板	☆建築物又はその敷地には、主要な案内板を設けること。ただし、当該便所、車椅子使用者用駐車施設、高齢者、障害者等優先停車施設又はエレベーターその他の昇降機その他の設備の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。	否
位置、高さ、照明	☆位置、高さ、照明等は、高齢者、障害者等に配慮したものとする。	
文字	☆文字の大きさ、書体、配色等は、高齢者、障害者等が見やすく分かりやすいものとし、必要に応じ、子ども等が理解しやすいよう平仮名、片仮名、図、記号等による表示を行うこと。	
視覚障害者対応	☆必要に応じ、点字、音声その他の方法により視覚障害者を案内する設備を設けること。	
③視覚障害者対応案内設備	☆建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内的高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した便所、車椅子使用者用駐車施設、高齢者、障害者等優先停車施設又はエレベーターその他の昇降機その他の設備の配置を令第20条第2項の国土交通大臣が定める方法により視覚障害者に示すための設備を設けること。 <国土交通大臣が定める方法> ・文字等の浮き彫り…◎ ・音による案内…◎ ・点字及び前◎◎に類するもの	
④聴覚障害者配慮設備（案内所）	☆案内所を設ける場合は、文字により情報を表示する聴覚障害者に配慮した設備を設けるよう努めること。	否 努力
⑤避難誘導設備	☆消防法（昭和23年法律第186号）第17条第1項の規定により消防の用に供する設備の設置が必要な建築物（自動火災報知設備及び避難口誘導灯の設置が必要なものに限る。）については、屋内から直接地上へ通ずる出入口又は直通階段の出入口に設けることとされる避難口誘導灯は、点滅機能及び音声誘導機能により視覚障害者及び聴覚障害者の避難に配慮したものとする。	非該当



11 視覚障害者移動等円滑化経路

建築物名称（用途）：埼玉県立熊谷農業高等学校生産物販売所

【凡例】◎バリアフリー法同等基準 ☆福まち条例独自基準
☆福まち条例独自基準（努力義務）

視覚障害者移動等円滑化経路

対象	主要な案内板、視覚障害者対応案内設備又は案内所を設ける建築物	対象
整備箇所等	整備基準	整備状況
①経路 （主要な案内板 又は案内所から 道等まで）	★道等※から主要な案内板（点字、音声その他の方法により視覚障害者を案内するものに限る。）、「10案内設備③」で整備する視覚障害者対応案内設備又は「10案内設備①」による案内所までの利用者の用に供する経路は、そのうち1以上を、視覚障害者移動等円滑化経路とすること。ただし、令第21条第1項ただし書に規定する場合は、この限りでない。 <ただし書> ・駐車場の場合 ・受付やフロント等から建物出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口まで点状ブロック等で誘導される場合	道 （ただし書）
②誘導用 ブロック等	◎令第21条第2項第1号に適合すること。 （＝視覚障害者移動等円滑化経路に、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせで敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。） ◎令第21条第2項第2号に適合すること。 （＝視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。） イ 車路に近接する部分 ロ 段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分（視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分を除く。） <国土交通大臣が定める部分> ・勾配が1/20を超えない傾斜の上端に近接するもの ・高さが16cmを超えず、かつ勾配が1/12を超えない傾斜の上端に近接するもの ・段がある部分若しくは傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等	道

※地形の特殊性により適用される移動等円滑化経路の特例に該当する場合は、「当該建築物の車寄せ」と読み替える



12 育児用施設

建築物名称（用途）：埼玉県立熊谷農業高等学校生産物販売所

【凡例】◎バリアフリー法同等基準 ☆福まち条例独自基準
☆福まち条例独自基準（努力義務）

【1】床面積の合計が5,000㎡以上の建築物

対象	床面積の合計が5,000㎡以上の建築物で、乳幼児を連れた者が長時間利用するもの	対象外
整備箇所等	整備基準	整備状況
①育児用施設	◎条例第7条第1項に規定する育児用施設（＝乳幼児ベッド及び椅子その他乳幼児のおむつの交換及び授乳ができる設備が配置された場所）を設けること。	
②案内表示	◎育児用施設の出入口又はその付近に、育児用施設が設けられている旨の適切な表示をすること。	

【2】床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満の建築物

対象	床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満の建築物で、乳幼児を連れた者が長時間利用するもの（努力規定）	対象外
整備箇所等	整備基準	整備状況
①育児用施設	☆育児用施設（＝乳幼児ベッド及び椅子その他乳幼児のおむつの交換及び授乳ができる設備が配置された場所）を設けるよう努めること。	
②案内表示	☆育児用施設の出入口又はその付近に、育児用施設が設けられている旨の適切な表示をすること。	



13 出入口

建築物名称(用途)：熊谷農業高校 生産物販売所

【凡例】 ●バリアフリー法同等基準 ★福まち条例独自基準
☆福まち条例独自基準(努力義務)

【1】出入口

対象	利用者の用に供する出入口	対象
整備箇所等	整備基準	整備状況
①自動感知制止装置	☆自動的に開閉する構造の戸を設ける場合には、利用者が戸に挟まれることのないよう、利用者を感知し、戸の開鎖を自動的に制止することができる装置を設けること。	非該当
②衝突防止	☆全面が透明な戸を設ける場合には、衝突を防止する措置を講じること。	非該当

【2】移動等円滑化経路を構成する出入口

表紙の集計表では8-1に反映されます

対象	移動等円滑化経路を構成する出入口	対象
整備箇所等	整備基準	整備状況
一般基準	上記【1】の基準に適合すること	適
①有効幅	●令第18条第2項第2号イに適合すること (=幅は、80cm以上とすること。)	適
②戸の構造	●令第18条第2項第2号ロに適合すること (=戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。)	適



14 浴室等

建築物名称（用途）：埼玉県立熊谷農業高等学校生産物販売所

【凡例】 ㊦ バリアフリー法同等基準 ☆福まち条例独自基準
☆福まち条例独自基準（努力義務）

浴室、シャワー室又は更衣室

対象		多数の利用者の用に供する浴室、シャワー室又は更衣室（住戸又は客室の内部に設けられるものを除く。）	対象外
整備箇所等		整備基準	整備状況
①設置数		★それぞれ1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）の浴室、シャワー室又は更衣室は、次に定める基準に適合すること。	
②出入口	幅、戸の構造	㊦令第15条第2項第2号口の基準に適合すること。 （＝幅は、80cm以上とすること。） （＝戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。）	
	自動感知制止装置	★自動的に開閉する構造の戸を設ける場合は、利用者が戸に挟まれることのないよう、利用者感知し、戸の開鎖を自動的に制止することができる装置を設けること。	
	段	★出入口には、通行の際に支障となる段を設けないこと。	
③更衣ブース又はシャワーブース		★更衣ブース又はシャワーブースを設ける場合においては、それぞれ1以上の出入口の幅を80cm以上とすること。	
④各設備		★高齢者、障害者等が円滑に利用することができるよう浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。	
⑤空間の確保等		★車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な空間を確保し、通行の際に支障となる段を設けないこと。	
⑥水栓器具		★水栓器具は、高齢者、障害者等が容易に操作することができるものとすること。	



15 客席

建築物名称(用途)：埼玉県立熊谷農業高等学校生産物販売所

【凡例】◎バリアフリー法同等基準 ☆福まち条例独自基準
☆福まち条例独自基準(努力義務)

【1】車椅子使用者用の客席

対象	劇場、映画館、演芸場、観覧場、集会場又は公会堂の客席の部分	対象外
整備箇所等	整備基準	整備状況
①設置数	☆車椅子使用者用の客席を1以上設けること。	
②大きさ	☆奥行きを120cm以上、幅を90cm以上とする。	
③経路	☆客席の部分の移動等円滑化経路を構成する出入口から車椅子使用者用の客席までの経路の幅は、120cm以上とすること。	
	☆客席の部分の移動等円滑化経路を構成する出入口から車椅子使用者用の客席までの経路に高低差がある場合は、令第11条第1号並びに令第18条第2項第4号イ及びロに定める基準に適合する傾斜路を設けること。 (1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 (2) 幅は、階段に代わるものにあつては120cm以上、階段に併設するものにあつては90cm以上とすること。 (3) 勾配は、1/12を超えないこと。ただし、高さが16cm以下のものにあつては、1/8を超えないこと。	

整備箇所等	整備基準	整備状況
①設置数	☆客席の総数が200以下の場合は当該客席の総数に1/50を乗じて得た数以上、客席の総数が201以上の場合は当該客席の総数に1/100を乗じて得た数に2を加えた数以上の車椅子使用者用の客席を設けるよう努めること。(端数切上)	
②大きさ	☆奥行きを120cm以上、幅を90cm以上とする。	
③経路	☆客席の部分の移動等円滑化経路を構成する出入口から車椅子使用者用の客席までの経路の幅は、120cm以上とすること。	
	☆客席の部分の移動等円滑化経路を構成する出入口から車椅子使用者用の客席までの経路に高低差がある場合は、令第11条第1号並びに令第18条第2項第4号イ及びロに定める基準に適合する傾斜路を設けること。 (1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 (2) 幅は、階段に代わるものにあつては120cm以上、階段に併設するものにあつては90cm以上とすること。 (3) 勾配は、1/12を超えないこと。ただし、高さが16cm以下のものにあつては、1/8を超えないこと。	

【2】難聴者用の客席

対象	劇場、映画館、演芸場、観覧場、集会場又は公会堂の客席の部分	対象外
整備箇所等	整備基準	整備状況
①設置数	☆客席の総数が200以下の場合は当該客席の総数に1/50を乗じて得た数以上、客席の総数が201以上の場合は当該客席の総数に1/100を乗じて得た数に2を加えた数以上の客席に、難聴者の聴力を補うための装置を設けるよう努めること。(端数切上)	

16 カウンター等

建築物名称（用途）： 埼玉県立熊谷農業高等学校生産物販売所

【凡例】 ●バリアフリー法同等基準 ☆福まち条例独自基準
☆福まち条例独自基準（努力義務）

【1】カウンター、記載台又は公衆電話台

対象	利用者の用に供するカウンター等	対象
整備箇所等	整備基準	整備状況
①カウンター等の構造	☆それぞれ1以上のカウンター等を車椅子使用者の利用に配慮した高さとし、その下部に車椅子使用者が利用しやすい空間を設けること。	否

【2】券売機その他の利用者の用に供する機器

対象	券売機その他の利用者の用に供する機器	対象外
整備箇所等	整備基準	整備状況
①券売機等	☆高齢者、障害者等の利用に配慮したものを設けるよう努めること。	



17 休憩設備

建築物名称（用途）：埼玉県立熊谷農業高等学校生産物販売所

【凡例】⑨バリアフリー法同等基準 ☆福まち条例独自基準
☆福まち条例独自基準（努力義務）

休憩設備

対象	床面積の合計が2,000㎡以上の建築物（共同住宅、寄宿舍、自動車庫又は公衆便所を除く。）	対象外
整備箇所等	整備基準	整備状況
①設備	☆高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した休憩設備を設けること。	
②案内表示	☆休憩設備又はその付近に、休憩設備が設けられている旨の適切な表示をすること。	



大原二

第2北大通線

所在地：熊谷市本町2丁目15番地1の1の一部、1677-84の一部

埼玉県鴻巣市本町2丁目8-38
株式会社 早川建築設計事務所

一般建築士 早川 晃一

大原四

大原三

農業高校
文

熊谷高校
文

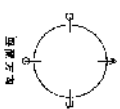
大原中学校
文

石原小学校
文

石原一

石原三

桜町二
气象台



凡例

※全丁
※道路
※非常
※隣地

年度	計年度
----	-----

趙 肝 的 名 單



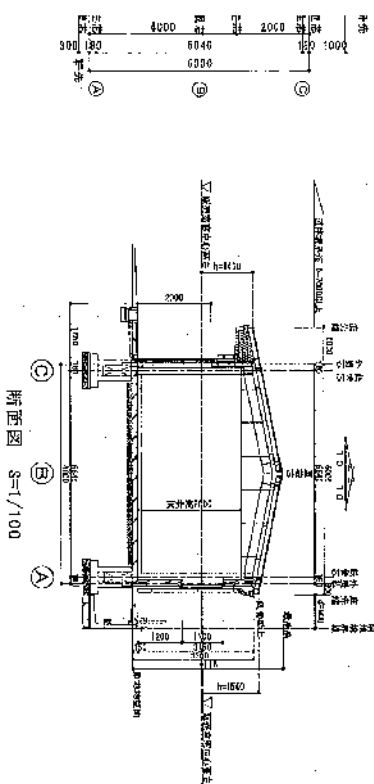
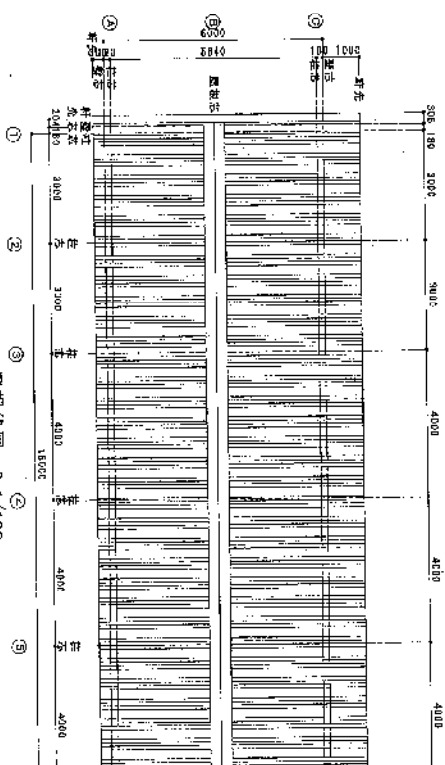
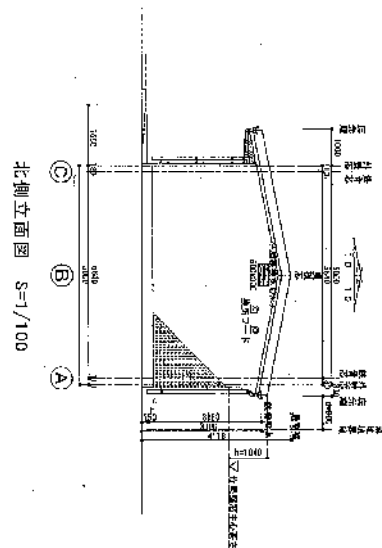
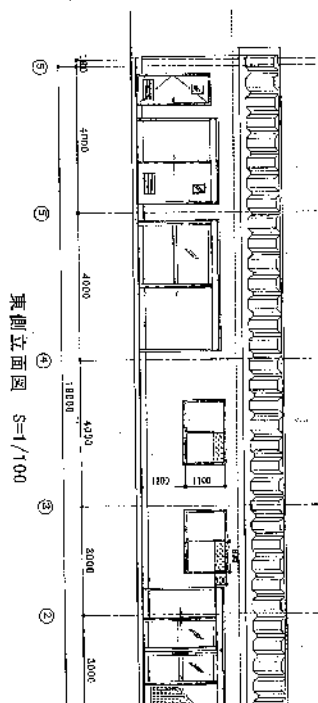
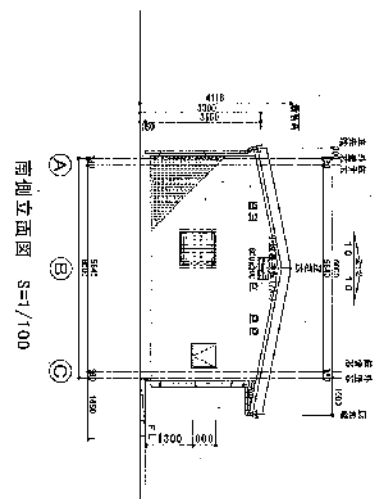
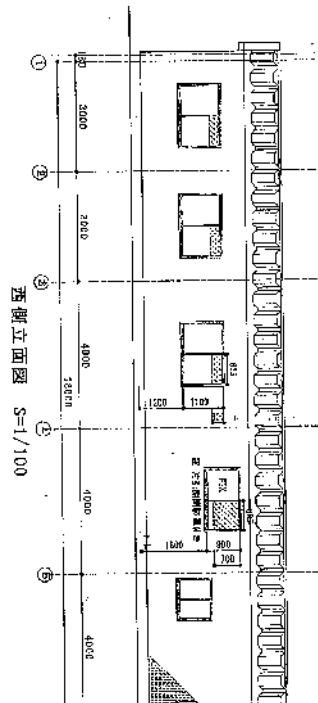
平成12年5月31日告示第141号・第一号イの規定により設置免除

について消防法施工規則第28条の2(平成11年9月)消防予245号により設置免除(歩行距離20m以下)に於ける取扱いを指示されず

卡爾斯魯厄

1/50

A-11



多機能トイレバック専用別売品

シャワートイレ+大型埋込リモコン(100V式)

多機能トイレバックに通したシャワートイレをご用意しています
(多機能トイレバックを完備品です)。

- ※ 壁リモコンは同梱されていません。
- ※ 大型煩瑣リモコンセットの場合、ノズルをうしろに握って使用できません。
- ※ 車椅子からの移乗などによる損壊防止の仕様です(固定強化ポリト便フタなし仕様)。
- ※ 便フタなしの場合、年間消費電力はカタクググ便より多少増加します。

+



シャワートイレ+大型煙通りモコン(100V式)セット(色:BMW)

CW-PC12-CK-UR-TU/BW1 ¥157,100

運算出端式

· 暖房便座

CF-21AL-I-CK/BW1

¥50,400

照此辦理

CF-18ALJ-GK/BW1

¥29,400

अथ भवति

多機能トイレバック仕様表

使用条件	定格電圧	AC100V 50/60Hz
	使用温度範囲	0~40℃ (丸形・扇形の恐れがある場所では使えない)
	使用圧力範囲	電気温水器などの仕組の場合: 0.10MPa(常時)~0.78MPa(静止時)
		電気温水器なし仕組の場合: 0.05MPa(常時)~0.78MPa(静止時) 水位は、水位感圧
大径器	バウストリーム洗浄 洗浄水量:6L	
ロータック(大径器)	JIS対応タッチスイッチ式 黒プレート 定格消費電力:常時 2W以下 作動時 7.5W以下	
流し	オストメイト対応流し 洗浄水量:6L	
ロータック(流し)	JIS対応タッチスイッチ式 黒プレート 定格消費電力:常時 2W以下 作動時 7.5W以下	
手洗器・洗面鏡	カンタン+体型 メタクリル系人造大理石	
自動水栓(手洗器、洗面鏡)	学水栓タイプ 常時 0.2W以下 バルブ作動時 1.3W以下	
水栓金具(流し)	ホース引出し水栓(ホース付)ストーム(銀イオン浄水栓) (電気温水器なし仕組の場合はホースマスタート付き)	
ケサポート水栓	バウストリーム型	
背もたれ	固定式背もたれ一体型/左右分割型(ケサポート水栓付の場合)	
手すり	はね上げ手すり(ロック付) 樹脂製タイプ 多用型手すり(レス) 樹脂製タイプ	
水石けん入れ(洗剤器)	立型水石けん入れ 850mL	
水石けん入れ(流し)	蓋付水石けん入れ 850mL	
貯薬箱	ワンタッチ樹脂器(ワンリンドカット・脱離付)	
ダストボックス	ラインリંગ組込み式、容量7.6L	
電気温水器(衛洗所)	壁掛型吐出端0.8Lタイプ 約35℃ (温度調節約33℃~43℃) 給水方式:止まり式(温水排水口より吐出) 定格消費電力:350W	
電気温水器(流し)	壁掛型吐出端0.8Lタイプ 約35℃ (温度調節約33℃~43℃) 給水方式:止め止め式(止水弁付) 定格消費電力:700W	
甲板、カウンター	メタクリル系人造大理石	
鏡板	鏡び鏡板	
側板	ホリエスチレン樹脂板	
扉木	スチレン+ヘアライン仕上げ	
フレーム	高強度鋁合金板	

※電圧・電流・温度は用途・時期に随時的に変化する場合があります(40℃程度)。

※ シャワートイレは以下の水圧範囲でご使用ください。

CW-PC12-CK-UR-TU:0.05MPa(透過時)~0.75MPa(停止時)

※ 上記の数値値は一定の条件下によるもので、使用環境条件等により異なる場合があります。

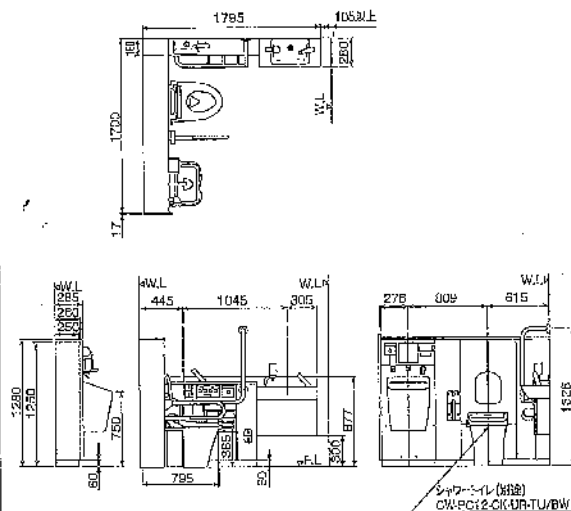
と輸入の前に

施工・取扱いについて

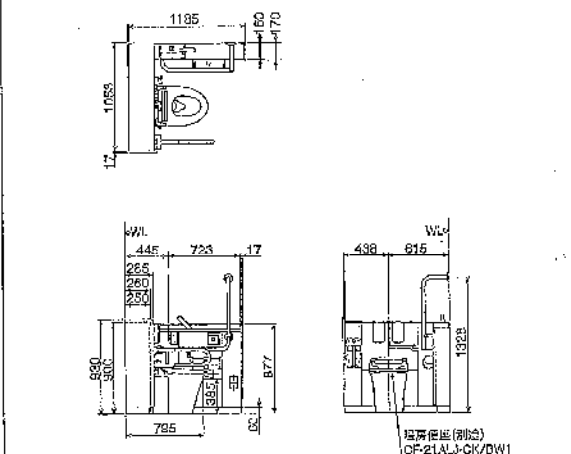
- 給排水管は配管支持材を各列別途用意ください。
- ペント管は別途ご用意ください。
- 排水トラップ接続用の防臭キャップは別途ご用意ください。
- 便所およびそれに伴う必要別室は別室計画になります。
- 呼出ボタン(別施工工)は床板裏にお求めください。
- 洗面洗濯機の給水が必要な場合は別途ご用意ください。
- 利用者の身体状況によっては、ライニング上の手摺金具の使用が難しい場合があります。
- 車椅子使用者の便器へのアプローチ方向によっては、移乗が難しい場合があります。
- 取付用としてのご使用できません。
- わきあけ温度や給水温度により、機器からの吐出温度は約33℃～43℃になる場合があります(機器から水柱までの配管長さや気流の影響により、水柱からの吐け温度はさらに変化する場合があります)。
- 水仕舞いの場合、使用できる水質はJIS1参照。
- 使用可能な水石けん液は弊社公式ホームページをご確認ください。
(右2次元バーコード参照)
- 使用可能な水石けん液の一部はJIS1で取り扱っていません。
詳細JP.68B参照。
- ボール式のプースには対応していません。
- 既定型定位置にアンカー、タッピンねじを両側取付します。床材固定にアンカーを両側取付します。ただし、オストメイト部の既定型定位置は固定ブラグ、タッピンねじとなります。下地が異なる場合は既定型定位置と必ず照合ください。
- 既定型定位置には大きな変異が検知されます。下地がLSBの場合は、施工説明書に示す施工方法で下地を固定してください。
- 指定の位置にインセンツ(別施工手冊)や電源線の取り出しをしてください(別施工手冊)。
- 使用機器としての、既設配管や配線部に水が浸入したり、表面に結露を生じようとする気流の多い場所では設置しないでください。感電や火災の恐れがあります。
- 環境には漏えい遮断設備を取り付けてください。感電の恐れがあります。
- 「アース工事は必ず電気関係技術者、監査官、設備等法令、規則等に従って必ず「流均布格柵(電気工事)」による目視確認(工事1000以下)を行ってください。アース線をガス管、水道管、通信針などには絶対に接触しないでください。電気事故の原因になります。
- 火災予防条例、電気設備技術基準や荷重条例を事前にご確認ください。基準を守って機器の設置を行ってください。
- 壁面・床面・プースが鉄構の場合、高抵抗と下地します。床面までの鉛差はなしとしてください。
- 製品の高さは決定的に高すぎため、コーキング等で楕円を固定することはできません。また、荷重の単位シート等を製品の高さに準じて固定することはできません。



【オストメイト対応流しあり・洗面器あり】



[オストメイト対応流しなし・洗面器なし]



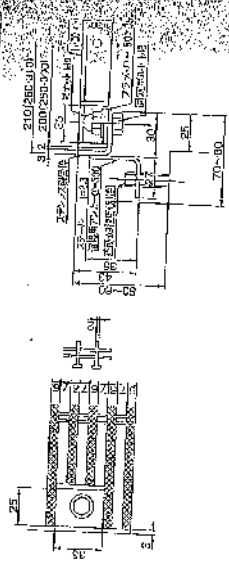
CF-21A13-CK/DW

埼玉県鴻巣市本町2-6-38

株式会社早川建築設計事務所

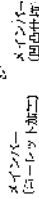
一級建築士 早川昇一

0563-N5 (T3ノミタイプ)



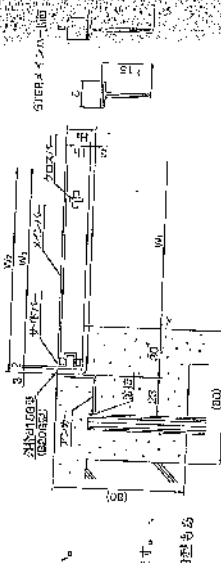
正しい合わせください。

SLASH-GUN GET

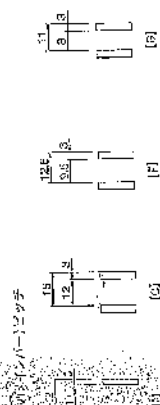


できます。お問い合わせは、
Eメールがあります。

音出す。



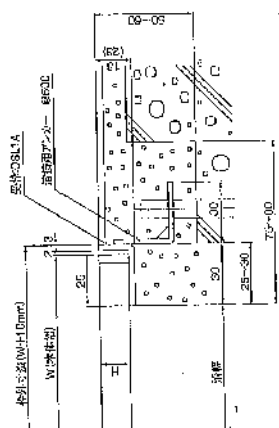
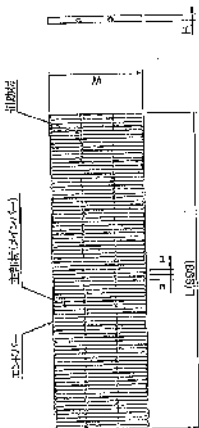
セメント(重量%)	セメント(容積%)	材料	強度	代替セメント	重量%	容積%	単位
24.00	27.00	S-3524	140	140	50	15	500
25.60	28.70	"	110	140	150	20	500
27.40	30.70	"	130	210	200	15	500
28.80	32.50	"	150	270	250	20	500
30.80	34.30	"	200	240	250	15	500
32.90	36.20	"	200	280	250	20	500
37.00	40.50	"	250	310	300	15	500
41.00	44.50	"	250	310	340	20	500
46.00	50.00	"	300	350	350	15	500
50.00	54.00	"	340	360	350	20	500
55.00	59.00	"	400	360	350	20	500
60.00	64.00	"	420	360	350	20	500
65.00	69.00	"	450	360	350	20	500
70.00	74.00	"	480	360	350	20	500
75.00	79.00	"	500	360	350	20	500
80.00	84.00	"	520	360	350	20	500
85.00	89.00	"	540	360	350	20	500
90.00	94.00	"	560	360	350	20	500
95.00	99.00	"	580	360	350	20	500
100.00	100.00	"	600	360	350	20	500



と、ベアリングの厚さが3mmのミニミタイプです。4mmタイプは、ベアリングの厚さが4mmのミニミタイプです。

規格	サイエス	[E]-22(タキマ1990)			[C]-15(スズキ12mm)			項目別仕様					
		商品名・1台定価	追加部品定価	取付時間	商品名・1台定価	取付時間	取付時間	取付時間	取付時間				
57	103	993	15	617-400	12,510	T-14	617-412	19,000	T-14	617-412	19,000	617-455	6,400
			25	617-401	18,600	T-14	617-412	20,000	T-14	617-412	20,000	617-455	6,400
130	150	993	20	617-402	18,000	T-14	617-412	20,000	T-14	617-412	20,000	617-455	6,400
			20	617-403	19,000	T-14	617-412	21,000	T-14	617-412	21,000	617-455	6,400
150	200	993	25	617-404	21,000	T-14	617-412	22,000	T-14	617-412	22,000	617-455	6,400
			25	617-405	23,000	T-14	617-412	23,000	T-14	617-412	23,000	617-455	6,400
200	250	993	15	617-406	25,000	T-14	617-412	25,000	T-14	617-412	25,000	617-455	6,400
			25	617-407	30,000	T-14	617-412	31,000	T-14	617-412	31,000	617-455	6,400
250	300	993	15	617-408	29,000	T-14	617-412	30,000	T-14	617-412	30,000	617-455	6,400
			25	617-409	35,000	T-14	617-412	36,000	T-14	617-412	36,000	617-455	6,400
300	350	993	15	617-410	32,000	T-14	617-412	33,000	T-14	617-412	33,000	617-455	6,400
			25	617-411	40,000	T-14	617-412	41,000	T-14	617-412	41,000	617-455	6,400
350	400	993	15	617-412	37,000	T-14	617-412	38,000	T-14	617-412	38,000	617-455	6,400
			25	617-413	43,000	T-14	617-412	44,000	T-14	617-412	44,000	617-455	6,400

品名	規格	サ	イ	ズ	[P]12.5(2×2×3mm)			[P]12.5(2×2×3mm)			適用条件
					製品番号	1枚価格	30枚価格	製品番号	1枚価格	30枚価格	
E0	100	993	15	617-428	23,000	T-14	商品番号	1枚価格	30枚価格	適用条件	
							617-441	20,300	T-14		051A-15
20-05	150	993	15	617-429	23,000	T-14	商品番号	1枚価格	30枚価格	適用条件	
							617-442	25,800	T-14		051A-20
20-10	100	993	15	617-430	23,000	T-14	商品番号	1枚価格	30枚価格	適用条件	
							617-443	25,800	T-14		051A-20
20-15	150	993	15	617-431	23,000	T-14	商品番号	1枚価格	30枚価格	適用条件	
							617-444	25,800	T-14		051A-20
20-20	200	993	15	617-432	38,300	T-14	商品番号	1枚価格	30枚価格	適用条件	
							617-445	42,900	T-14		051A-20
20-25	250	993	15	617-433	47,000	T-14	商品番号	1枚価格	30枚価格	適用条件	
							617-446	51,600	T-14		051A-20
20-30	300	993	15	617-434	47,000	T-14	商品番号	1枚価格	30枚価格	適用条件	
							617-447	51,600	T-14		051A-20
20-35	350	993	15	617-435	55,900	T-14	商品番号	1枚価格	30枚価格	適用条件	
							617-448	60,500	T-14		051A-20
20-40	400	993	15	617-436	64,000	T-14	商品番号	1枚価格	30枚価格	適用条件	
							617-449	68,600	T-14		051A-20
20-45	450	993	15	617-437	72,200	T-14	商品番号	1枚価格	30枚価格	適用条件	
							617-450	76,800	T-14		051A-20
20-50	500	993	15	617-438	80,300	T-14	商品番号	1枚価格	30枚価格	適用条件	
							617-451	84,900	T-14		051A-20
20-55	550	993	15	617-439	88,400	T-14	商品番号	1枚価格	30枚価格	適用条件	
							617-452	93,000	T-14		051A-20
20-60	600	993	15	617-440	96,500	T-14	商品番号	1枚価格	30枚価格	適用条件	
							617-453	101,100	T-14		051A-20
20-65	650	993	15	617-441	104,600	T-14	商品番号	1枚価格	30枚価格	適用条件	
							617-454	109,200	T-14		051A-20



- ・物、明やご文様用、400タイプもご用意しています。
- ・規格で法外の製作も承ります。
- ・遠隔地様には別途お問い合わせください。
- ・送料：ご遠慮ください。